

第28回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和7年10月9日（木）午前9時 開会																																			
2 開催場所	三朝町役場 第4会議室																																			
3 出席委員	農業委員 7人のうち出席者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1番 米廣 勝</td> <td>出</td> <td>2番 野見幸雄</td> <td>出</td> <td>3番 松原利志</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>4番 米原章太郎</td> <td>出</td> <td>5番 山本雅之</td> <td>出</td> <td>6番 本田 博</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番 村岡幸枝</td> <td>出</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">出席 7人</td></tr> </table> 農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>吉田弘幸</td> <td>出</td> <td>秋山一寛</td> <td>出</td> <td>藤原 昇</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>井上 誠</td> <td>出</td> <td>楠本幸孝</td> <td>出</td> <td colspan="2" rowspan="8" style="text-align: right;">出席 5人</td></tr> </table>						1番 米廣 勝	出	2番 野見幸雄	出	3番 松原利志	出	4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田 博	出	7番 村岡幸枝	出	出席 7人				吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出	井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人	
1番 米廣 勝	出	2番 野見幸雄	出	3番 松原利志	出																															
4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田 博	出																															
7番 村岡幸枝	出	出席 7人																																		
吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出																															
井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人																																
4 欠席委員	なし																																			
5 農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉																																			
6 議事録署名委員	4番 米原章太郎 委員 6番 本田 博 委員																																			
7 議事内容等	(1) 議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請書について（曹源寺） (2) 議案第84号 農用地利用集積等促進計画案について (3) 議案第85号 非農地証明申請書について（久原） (4) 議案第86号 非農地証明申請書について（大瀬）																																			
8 報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書について																																			
9 その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和7年11月総会 11月10日（月）午前9時～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他																																			
11 閉会	午前10時																																			

1. 開会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第28回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	
	皆さん、ご苦労さんです。 だいたいのところで稻刈りが終わったことでしょう。稻刈りが終わったあとには、グリーンサービスのほうには「今年で耕作は終わるけ来年はたのむ」とか「来年は牧草をつくってくれ」とかそんな相談や依頼があります。その時には、「町の担い手協で一元的に相談をうけるのではそちらに」ということで話をしています。グリーンも農地が荒れないようにということで考えるんですが、田んぼがボツンとあるところでやめるという人がありますけど、やめた時に周りの耕作者との関係はどうなのか。また牧草にするにしてもある程度のまとまりがないと受けられない。農地を受けるには集約などの条件整備も必要になってくると思いますので、皆さんも相談があった時には、話をよく聞いていただければと思います。 それでは今月もよろしくお願ひいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは7名中、7名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、4番 米原章太郎 委員、6番 本田 博 委員を指名します。よろしくお願ひします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請書について（曹源寺）	
議長	「議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請書について（曹源寺）」についてを議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。 1ページの議案書を開いていただきたいと思います。

	<p>「議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請書について（曹源寺）」について説明させていただきます。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>借受人は、区内住民の火災時の安全を確保するため防火水槽を新設するものです。防火水槽を設置する事業用地として 127 m²を恒久転用し、工事期間中の作業ヤードの用地として 319 m²を一時転用します。</p> <p>申請地は防火水槽の設置条件の適地として選定され、貸付人より土地を借り受け、防火水槽設置工事は町の消防施設事業により施工される計画となっております。</p> <p>また、申請地は農用地区域内の農地でありますが、事業用地について、農業振興地域整備計画の変更を行い、農用地区域内農地から除外することとしており、計画変更の事前協議を終えて現在公告総覽中です。ほかに地域計画の対象農地でもあります、事業用地の除外について計画を変更しております。</p> <p>防火水槽は埋設式で設置後の申請地及び周辺農地の耕作について支障はないものと思われます。</p> <p>隣接地との境界は畦畔があり、土砂流出の恐れはなく、雨水の排水につきましては地下浸透及び隣接する既存の道路側溝へ流すこととしております。</p> <p>資力につきましては、町により事業予算が確保されており、転用実施は確実と判断したところでございます。</p> <p>以上、議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請書について（曹源寺）の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地確認を行っておりますので、委員から報告をお願いします。</p>
6番農業委員	<p>農業振興地域整備計画の変更に際して、8月6日午後4時に山本会長、楠本推進委員、山本事務局長さんで申請地に於いて現地確認を行っております。</p> <p>申請地の状況は事務局説明のとおりで転用による周辺への影響は無いものと判断したところです。防火水槽は埋設式で設置後も申請地に農業機械は入れることを確認しましたので、申請地の今後の耕作についても支障はありません。以上、現地確認の報告とします。</p>
議長	<p>議案第83号について現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問はありますか。</p>
	<p>質問等 特になし</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、「議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請書について（曹源寺）」を、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>全員の挙手を確認ましたので、「議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請書について（曹源寺）」は承認されました。</p>

(2)議案第84号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第84号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第84号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の27ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第19条第3項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。
	<p>【議案書をもとに朗読】</p> <p>諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第18条第5項の各要件である、</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 <ul style="list-style-type: none"> イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 <p>以上のすべて満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。</p> <p>以上、「議案第84号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p>【全体でないことを確認】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第84号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>それでは、議案第84号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されま</p>

	した。
(3)議案第85号 非農地証明申請書について（久原）	
議長	「議案第85号 非農地証明申請書について（久原）」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	<p>それでは「議案第85号 非農地証明申請書について（久原）」を説明させていただきます。</p> <p>議案書の30ページを開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>本申請について説明させていただきます。</p> <p>申請地は宅地に隣接した勾配のある狭小な土地で、耕作が困難で、申請者が倉吉に在住ししていることから、平成17年頃からは農作物の耕作をしない状態で現在に至っており、現在は草木や一部笹などが茂り、原野の現況となっております。</p> <p>現地は添付資料写真のような状況となっていることを地区農業委員とともに確認したところです。</p> <p>非農地証明の対象とする条件としましては、③の耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰滅した土地で農地への復旧が困難な土地に該当すると判断したところであります。非農地証明の判断は「非農地」としております。</p> <p>以上、議案第85号 非農地証明申請書について（久原）の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>議案第85号 非農地証明申請書について（久原）についてご意見ご質問などありませんか。</p> <p>【意見無の声】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、非農地と判断することを承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>全員の挙手を確認しましたので、議案第85号非農地証明申請書について（久原）は承認されました。</p>
(4)議案第86号 非農地証明申請書について（大瀬）	
議長	「議案第86号 非農地証明申請書について（大瀬）」を議題とします。

	事務局は、説明をお願いします。
事務局	<p>それでは「議案第86号 非農地証明申請書について（大瀬）」を説明させていただきます。</p> <p>議案書の40ページを開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>本申請について説明させていただきます。</p> <p>申請地は宅地に隣接した狭小な土地で、平成11年2月に宅地造成のため分筆され残地として残った農地です。隣接地が宅地造成された際に一緒に造成されてしまったようで、現在は当該隣接地と一体で現況は宅地となっております。</p> <p>現地は添付資料写真のような状況となっていることを地区農業委員とともに確認したところです。</p> <p>非農地証明の対象とする条件としましては、④の「人為的な潰瘍地で、転用の事実行為から既に20年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当すると判断したところであります。</p> <p>以上、議案第86号 非農地証明申請書について（大瀬）の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>議案第86号 非農地証明申請書について（大瀬）についてご意見ご質問などありませんか。</p> <p>【意見無の声】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、非農地と判断することを承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>全員の挙手を確認しましたので、議案第86号非農地証明申請書について（大瀬）は承認されました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事は終了しましたので、</p> <p>引き続き、第6の報告事項に移ります。</p>

	事務局は、説明をお願いします。
事務局	<p>議案書 50 ページからの報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、8件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。</p> <p>報告(2)の公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書につきましては、鳥取県が発注する治山工事にかかる農地の一時転用について報告を受けていたものについて期間延長の報告を受けたものでございます。箇所は大字三徳地内です。</p> <p>報告(3)の農地法第18条第6項の規定による通知書につきましては、1件の合意解約の届出が出ております。湯谷地内において大きな面積を耕作する扱い手への集約を行う為に合意解約を行うものです。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続いて、第7のその他に入ります。</p> <p>(1) 令和7年11月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 11月10日（月）午前9時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です</p> <p>(2) その他 • 利用権設定の期間終了に伴う農地中間管理機構への貸借農地の契約について</p>
議長	<p>本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのはうで何かありましたら発言してください。</p> <p>【発言が無いことを確認】</p> <p>それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。</p> <p>皆さん、ご苦労さんでした。</p>
【委員会終了：午前10時】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年10月9日

議長

(記名)

議事録署名委員

4番 農業委員

(記名)

6番 農業委員

(記名)